

市長不信任を議決

賛成21・反対3の多数で

行政能力に欠ける 賛成

反対 理由のない多数の暴挙

九月定例市議会の最終日、野党有志議員団は市長不信任案を提出賛成二十一、反対三の圧倒的多数で、市長不信任を決議した。理由は十市の市有地の専決処分など三件で、市長に行政能力なし、というもの。市議選の告示を直前にした不信任だけに、今後の市政は大きくゆれ動くものと思われる。

有志議員団十八人が提案

九月定例市議会は九月十九日から十月一日までの十三日間開かれましたが、議会最終日の一日、野党有志議員団十八人から「市長不信任」案が提出され、賛成二十一反対三で議決されました。市長不信任は、市民のなかでもウワサになっていたもので、市内の労働者で組織する地区労が九月二十七日「杉本市政を守る市民大集会」を開くなど、議会最終日が注目されていました。

この日は、朝から杉本市政を守ろうとする革新系団体や市民などが不信任阻止対策本部を設置してぞくぞく集まる一方、有志議員団は最後の煮つけをするなど緊迫した様子。議会開会の時間を一時間あまりすぎた十一時過ぎ、いよいよ開会のベルが鳴りわたりました。市が発足して初めてのことは勿論、異例の事態に傍聴席も市民や報道関係者で超満員。あふれた人

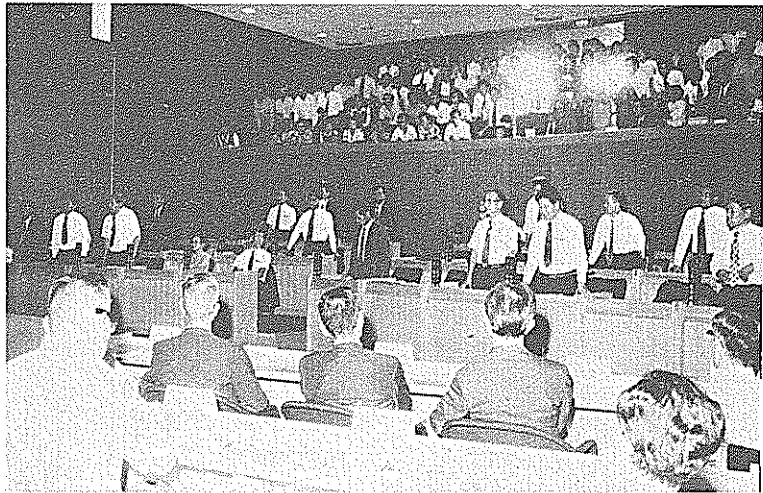
たちは議場の出入口に鈴なりになっていて興奮した瞬間を待ちました。まず、土居議長が開会を宣したあと、平常通り一般会計補正予算二億九千九百四十五万四千七百七十七円を原案通り可決。いよいよ注目行事。まず、与党三議員が「杉本市政は公約を着実に実現し、インフレ不況のなかで、市民のいのちとくらしを守るため努力をつづけ、一年有半の輝かしい実績は明白だ。市長不信任とは、市長が汚職、腐敗の政治を行うなど市民に対して背信行為を働き、居座った時などにやるのが民主政治のルール。保

守派市議員団の市政転覆策動は杉本市政を選んだ市民の意思をふみにじるものだ」と、市長不信任に先制攻撃をかけた。杉本民主市政を擁護、推進する決議案（くわしくは⑥ページ）を提出。採決に入りましたが、賛成したものは与党議員の三人だけであつたり否決。このあと、橋本二三議員が、内閣市長杉本恒雄君不信任決議案を提出。不信任の理由は――。①十市市有地を専決処分して土地開発公社に売却した措置は条例違反であり議会軽視だ。②日章で開催した空港問題での県と住民との話し合いに市長が欠席したのは市民に対する背信行為で、会が大混乱し流会に終わった責は市長にあり重大だ。③公営住宅舟入団地の建設工事が施工中断になっている。これは議会の意志を踏みにじり、執行能力の無能力を暴露した。

波乱

不信任の理由

- ▼十市市有地の専決処分は議会軽視だ。
- ▼県主催の空港拡張の話し合いに市長が欠席し混乱させた。
- ▼公営住宅舟入団地の工事中断は執行能力の無能を暴露した。



不信任可決の瞬間

野党18人の議員から提出された「市長不信任」案は賛成21反対3の圧倒的多数で可決された(10月1日市議会会議場で)

質疑、討論に入り

《市有地の専決処分》

▼金堂市政当時の赤字一億五千万円を表面に出さなためやったものだ。事前に土居議長、有志議員団の会長である橋本議員の了解を得たもので、議会側民主主義を踏みにじるものではない。すでに、この件は六月市議会で市長が警告処分を受け決着がついたものだ。▼土居議長と私(橋本議員)は確かに聞いたが、議会にはからなかったのは議会側民主主義の破壊だ。民法百八条、農地法違反の刑事事件にもつながる悪質行為だ。

《空港拡張の会》

▼対等平等の話し合いとするのでそれまでの間、市長の退席を求めたものだ。市長が欠席したから紛糾したのではなく、県が一方的な説明会にしようとしたから紛糾した。出欠は市長の自由裁量で、欠席をけしからんというのは

以上、三つの理由から、難局にある市政担当者として、その能力に欠けるものとして信任しない。(く

与党 必ず歴史がさばく

市民の評価を信じる 野党

執行権の侵害だ。

▼市長は出席すると約束している朝の集会には出席し、午後の集会には無断欠席した。欠席するとき、県、市議会に連絡すべきで、県市議会、市民を無視したものだ。《公営住宅舟入団地》▼四十八年度の金堂市政当時の事業で、本来なら終わっているべき事業だ。実施できるか、どうかは今後の問題で、やれないことを予想して不信任にするのは全くナンセンスだ。

▼議会で議決後三ヶ月を経過したが、住民の理解と協力をえる努力をせず、業者への損害賠償のおそれも多分にある。実行権があるなら排除すべきだ。議会と約束したことだから執行権を行使して、いかなる理由があってもやるべきだ。など、それぞれ賛成、反対の見解が述べられ

▼不信任は議会の主観的な判断でやるべきではない。市民に対して重大な失政があり、背信行為を行ったときこそ不信任の事態になる。理由にならない理由をこじつけた多数による暴挙だ。しかも、議員恩給をつけるため市議選告示の前日まで議事を引きのばしたのは遺憾だ。

▼三つの不信任理由のほか、執行能力の低下から生じた財政、職員同和、空港の四つの問題がある。いまや、問答無用、勇退するのが市民へのはなむけだ。そして――

▼民主団体と手を結んだ真実を伝え、良識ある市民に訴えたい。必ず歴史はこれをさばくだろう。

▼情熱と信念に燃える我々同志に市民から必ずや正しい評価があらたえられると信じる。

と、それぞれの立場でアピールして採決に入りました。

議会解散か 市長退陣か

市長不信任議決は特別議決になっていて、議員数の三分の二以上の者が出席、その四分の三以上の同意で決められることになっています。この日は、議員二十七人(定数は三十人ですが、死亡や県議選出馬で三人が欠員)のう

ち、病氣療養中の一人を除く二十
六人が出席、不信任議決のとき同
志議員団のうち二人が退席しまし
たので、結局は二十四人、十八人
が賛成すれば不信任成立というこ
とになります。

「賛成の諸君の起立を」土
居議長が言葉に議場も騒然、報道
関係者のカメラのフラッシュが光
り、テレビカメラが議員席をなめ
る。

結局、与党の三議員が反対した
以外は二十一人の議員が賛成で、市
長不信任を決めました。

このあと、ただちに土居議長か
ら杉本市長に文書でこのことが通
知されました。

不信任議決の対抗手段としては
「議会解散」があり、杉本市長は
「退陣か」「議会解散か」の決断
をせまられることになりましたが
この日は態度を保留しました。

不信任議決をされ、議事を解散
せずに辞職した例は県下ではあり
ませんが、最近では四十八年高岡
郡佐川町で、当時の中町長が不
信任されましたが、直に議事を解
散、再び行われた町議選で反町長
派が多数を占め辞職した例があり
ます。

解散の期限は十日以内になって
いますので、十月十一日をすぎると
市長は自動的に市長の職を失う
こととなります。また、市議会を

解散したときは十月二日告示、十
二日投票でなされる市議選
は白紙になり、解散した日から
四十日以内に市議選を行ない、新
たな議会で再び不信任議決がされ
ますと、市長は職を失うことにな
ります。このときは、議員数の三
分の二以上が出席し、過半数の同
意で決められることとなります。

杉本民主市政を擁護、推進する決議案

〔提出者〕小沢正澄、今井成子、
堀川和夫

一昨年末市民の大きな支持のも
とに南国市始まって以来初の革新
市政が実現した。杉本民主市政は
広範な市民の期待にこたえ、保守
市政十四年間の積年の罪悪である
一部大企業との癒着をたち切り、
金権、腐敗政治を一掃し主権財界
の市政から、主権在民の市政、四
万三千市民一人一人を大切にす
る市政へと画期的な転換をなし遂げ
たのである。

具体的には、前市長のもとで準
備されていた名鉄運輸トラックタ
ーミナル七千万円の投資計画を中
止させ「低工法」にもとづく大企
業への特権的な税金の減免措置で
ある「工場事業場設置奨励条例」
を廃止しその結果、県下一高かつ
た市民税も標準税率にまで引き下
げ、同じく県下一高かつた国保税
も今では県下九市の中で七番目、

この広報紙が市民のみならずの
手もとに着くころには「解散」退
陣のいずれかの決断がされたあ
とになります。いずれにしろ解
散になれば市議選のやり直し、
退陣すれば市長選と、南国市政は
混乱し、大きくゆれ動くことにな
りました。

(十月四日現在)

保育料も中位までになり、市民生
活を守るため最大の努力がはらわ
れているのである。

市長の政治姿勢も「憲法を尊し
の中に生かす市政」「聴く市政」
話す市政、応える市政」と民主市
政の大原則を明らかにし、市民と
の対話集会、市長への手紙運動、
市政モニターや市民相談室の設置
など、市民の声を市政に生かす真
剣な努力が続けられている。市民
に対する公約についても、実現第
一号としてのちり袋の無料化を手
はじめに、学童予防注射の無料化
久礼田小スクールの購入、母
子家庭福祉手当の新設、稲生承水
溝の改修、日章小学校、西部保育
所の改築、吾園保育所開設の援助
休耕地復元補助金の支出など、公
約を着実に実現し、インフレ、不
況の同時進行の中で市民の「いの
ちと暮らしを守る」ために懸命の
努力が続けられている。このよう

な一年有半の杉本民主市政の輝か
しい実績は明白である。にもかか
らず保守派市議員は多数をたの
み民主市政転覆の野望を強行しよ
うとしているが、これは全く根拠
も道理もない不条理な暴挙であり
およそ四万三千市民の容認し得な
いものである。なぜなら、市長不
信任とは、長が汚職、腐敗の政治
を行うなど、道義上市民に対して
重大なる背信行為を働き、しかも
市民の批判に耳をかさず居座った
時にこそ、市民の付託にこたえ議
会が市政刷新のために対抗手段と
して用いるものであり民主政治の
ルールを定めたものである。しか
るに、このたびの保守派市議員の
民主市政転覆の策動はこのような
民主政治のルールをも踏みにじる
ファシシ的な暴挙であり、その
理由も何ら市長不信任の理由とは
なり得ず全く大義名分はない。

南国市長杉本恒雄君不信任決議案

〔提出者〕橋本二三、松岡幸寿
小倉幹雄、西村藤次、川村等、沢
村道雄、野村進、吉川速雄、橋田
信夫、吉村雅男、豊永茂春、山本

前市長よりの引き継ぎ時に十分認
識するが普通だ。この専決処分は
議会制民主主義をじゅうりん、市
議会を無視した暴挙だ。」と賛成
多数で杉本市長を「警告処分」に
した経過がある。

〔広報なんこく〕49年5月15日
号・同8月1日号

■高知空港港拡張の話し合い
県主催の高知空港港拡張に関する
地元住民との話し合いは五月二十
五日、日章公民館に空港拡張反対
市民連合ら市民約五百人が集って
行われた。

主催者側の県からは講義知事、
齋木副知事、西尾企画部長ら幹部
が出席、あつせん役の大川・西内
両県議、土居市議会議長、橋本空
港対策調査特別委員長も出席した。
しかし、会合は「対等の立場で
の話し合いなど、条件が整わなけ
れば会合に入らない」という市民
側と「県が主催する話し合いなの
で説明を聞いて、反論するところ
はしてほしい」という県側が対立。
予定の時間を一時間すぎても話し
合いは進まず、「今日の会は成立し
なかった」とことを確認しあつて閉
会した。

会の方で「土居議長、橋本委
員長にはあつせんをたのんでいな
いで退席せよ」と、やりとりが
あり、ヤジに対して「だまれ」と
議長が発言するなど混乱した。

市長は午前中に開かれた空港港
張反対市民連合の集会には出席し
たが、午後には開かれた県主催の空
港拡張の話し合いには出席しな
かった。(広報なんこく・6月15日
号)

■公営住宅舟入団地の建設
昭和四十八年度公営住宅建設
事業として野中三十戸、前浜十戸
を計画、用地交渉にあつたが交
渉が難行して用地取得ができず、
四十九年度に明許繰越された。
四十九年度では、野中三十戸に
ついては、三方所に分散して建設
することに切り替え、中央第二団
地十戸、土橋団地四戸、前浜十戸
は完成した。

一方、舟入団地については昨年
十月に用地取得も終了、建設工事
の仮契約をして、ことし二月一日
の臨時市議会に工事請負契約の締
結について承認を求めた。
しかし、「現地調査を含め、な
お引き続き検討の必要がある」と
して継続審議となり、その後六月
市議会でも原案通り可決され、本契
約が結ばれた。
ところが、「第二の部落をつく
ることになる」などの理由から開
住住民の反対があり、九月七旬か
らすわりこみを行うなどの事態が
起り、市長ら執行部が話し合いを
続けたが、工事に着手できないま
まになっているもの。

敗政治の復活を図る、ここに保守
会派の民主市政転覆の最大の意図
があると云わなければならぬ。
しかも、その方法たるや、市長の
議会解散権を予想し、市議會議員
改選直前の九月定期市議会に提出
し、さらに許せないことは議員恩
給をつけるがために九月市議会の
会期を故意に市議選告示前日の十
月一日に引き延ばす行為に終始し
ており、これら一連の行為は市民
生活のことほそつちのけにした党
利党略そのものである。このよう
な民主市政転覆の策動は杉本民主
市政を退けた四万三千市民の意思
をふみにじるものであるばかりか
民主政治のルールをも、じゅうり
んするものであり断じて許せない。
民主市政を作り上げた四万三千市
民はこのような歴史の逆行を決し
て許さないであろう。私たち革新
議員団は、民主市政転覆の策動を
許さず、正義を愛し、民主主義を
守り抜くために真相を広く市民に
訴え四万三千市民のための清新な
杉本民主市政を擁護するために全
力を挙げて奮闘することこそ市議
會議員の当然の責務である。

(原文のまま)

〔提出者〕橋本二三、松岡幸寿
小倉幹雄、西村藤次、川村等、沢
村道雄、野村進、吉川速雄、橋田
信夫、吉村雅男、豊永茂春、山本

市長は午前中に開かれた空港港
張反対市民連合の集会には出席し
たが、午後には開かれた県主催の空
港拡張の話し合いには出席しな
かった。(広報なんこく・6月15日
号)

■公営住宅舟入団地の建設
昭和四十八年度公営住宅建設
事業として野中三十戸、前浜十戸
を計画、用地交渉にあつたが交
渉が難行して用地取得ができず、
四十九年度に明許繰越された。
四十九年度では、野中三十戸に
ついては、三方所に分散して建設
することに切り替え、中央第二団
地十戸、土橋団地四戸、前浜十戸
は完成した。

一方、舟入団地については昨年
十月に用地取得も終了、建設工事
の仮契約をして、ことし二月一日
の臨時市議会に工事請負契約の締
結について承認を求めた。
しかし、「現地調査を含め、な
お引き続き検討の必要がある」と
して継続審議となり、その後六月
市議会でも原案通り可決され、本契
約が結ばれた。
ところが、「第二の部落をつく
ることになる」などの理由から開
住住民の反対があり、九月七旬か
らすわりこみを行うなどの事態が
起り、市長ら執行部が話し合いを
続けたが、工事に着手できないま
まになっているもの。

ち、病氣療養中の一人を除く二十
六人が出席、不信任議決のとき同
志議員団のうち二人が退席しまし
たので、結局は二十四人、十八人
が賛成すれば不信任成立というこ
とになります。

「賛成の諸君の起立を」土
居議長が言葉に議場も騒然、報道
関係者のカメラのフラッシュが光
り、テレビカメラが議員席をなめ
る。

結局、与党の三議員が反対した
以外は二十一人の議員が賛成で、市
長不信任を決めました。

このあと、ただちに土居議長か
ら杉本市長に文書でこのことが通
知されました。

不信任議決の対抗手段としては
「議会解散」があり、杉本市長は
「退陣か」「議会解散か」の決断
をせまられることになりましたが
この日は態度を保留しました。

不信任議決をされ、議事を解散
せずに辞職した例は県下ではあり
ませんが、最近では四十八年高岡
郡佐川町で、当時の中町長が不
信任されましたが、直に議事を解
散、再び行われた町議選で反町長
派が多数を占め辞職した例があり
ます。

解散の期限は十日以内になって
いますので、十月十一日をすぎると
市長は自動的に市長の職を失う
こととなります。また、市議会を

解散したときは十月二日告示、十
二日投票でなされる市議選
は白紙になり、解散した日から
四十日以内に市議選を行ない、新
たな議会で再び不信任議決がされ
ますと、市長は職を失うことにな
ります。このときは、議員数の三
分の二以上が出席し、過半数の同
意で決められることとなります。

杉本民主市政を擁護、推進する決議案

〔提出者〕小沢正澄、今井成子、
堀川和夫

一昨年末市民の大きな支持のも
とに南国市始まって以来初の革新
市政が実現した。杉本民主市政は
広範な市民の期待にこたえ、保守
市政十四年間の積年の罪悪である
一部大企業との癒着をたち切り、
金権、腐敗政治を一掃し主権財界
の市政から、主権在民の市政、四
万三千市民一人一人を大切にす
る市政へと画期的な転換をなし遂げ
たのである。

具体的には、前市長のもとで準
備されていた名鉄運輸トラックタ
ーミナル七千万円の投資計画を中
止させ「低工法」にもとづく大企
業への特権的な税金の減免措置で
ある「工場事業場設置奨励条例」
を廃止しその結果、県下一高かつ
た市民税も標準税率にまで引き下
げ、同じく県下一高かつた国保税
も今では県下九市の中で七番目、

この広報紙が市民のみならずの
手もとに着くころには「解散」退
陣のいずれかの決断がされたあ
とになります。いずれにしろ解
散になれば市議選のやり直し、
退陣すれば市長選と、南国市政は
混乱し、大きくゆれ動くことにな
りました。

(十月四日現在)

保育料も中位までになり、市民生
活を守るため最大の努力がはらわ
れているのである。

市長の政治姿勢も「憲法を尊し
の中に生かす市政」「聴く市政」
話す市政、応える市政」と民主市
政の大原則を明らかにし、市民と
の対話集会、市長への手紙運動、
市政モニターや市民相談室の設置
など、市民の声を市政に生かす真
剣な努力が続けられている。市民
に対する公約についても、実現第
一号としてのちり袋の無料化を手
はじめに、学童予防注射の無料化
久礼田小スクールの購入、母
子家庭福祉手当の新設、稲生承水
溝の改修、日章小学校、西部保育
所の改築、吾園保育所開設の援助
休耕地復元補助金の支出など、公
約を着実に実現し、インフレ、不
況の同時進行の中で市民の「いの
ちと暮らしを守る」ために懸命の
努力が続けられている。このよう

南国市長杉本恒雄君不信任決議案

〔提出者〕橋本二三、松岡幸寿
小倉幹雄、西村藤次、川村等、沢
村道雄、野村進、吉川速雄、橋田
信夫、吉村雅男、豊永茂春、山本

前市長よりの引き継ぎ時に十分認
識するが普通だ。この専決処分は
議会制民主主義をじゅうりん、市
議会を無視した暴挙だ。」と賛成
多数で杉本市長を「警告処分」に
した経過がある。

〔広報なんこく〕49年5月15日
号・同8月1日号

■高知空港港拡張の話し合い
県主催の高知空港港拡張に関する
地元住民との話し合いは五月二十
五日、日章公民館に空港拡張反対
市民連合ら市民約五百人が集って
行われた。

主催者側の県からは講義知事、
齋木副知事、西尾企画部長ら幹部
が出席、あつせん役の大川・西内
両県議、土居市議会議長、橋本空
港対策調査特別委員長も出席した。
しかし、会合は「対等の立場で
の話し合いなど、条件が整わなけ
れば会合に入らない」という市民
側と「県が主催する話し合いなの
で説明を聞いて、反論するところ
はしてほしい」という県側が対立。
予定の時間を一時間すぎても話し
合いは進まず、「今日の会は成立し
なかった」とことを確認しあつて閉
会した。

会の方で「土居議長、橋本委
員長にはあつせんをたのんでいな
いで退席せよ」と、やりとりが
あり、ヤジに対して「だまれ」と
議長が発言するなど混乱した。

市長は午前中に開かれた空港港
張反対市民連合の集会には出席し
たが、午後には開かれた県主催の空
港拡張の話し合いには出席しな
かった。(広報なんこく・6月15日
号)

■公営住宅舟入団地の建設
昭和四十八年度公営住宅建設
事業として野中三十戸、前浜十戸
を計画、用地交渉にあつたが交
渉が難行して用地取得ができず、
四十九年度に明許繰越された。
四十九年度では、野中三十戸に
ついては、三方所に分散して建設
することに切り替え、中央第二団
地十戸、土橋団地四戸、前浜十戸
は完成した。

一方、舟入団地については昨年
十月に用地取得も終了、建設工事
の仮契約をして、ことし二月一日
の臨時市議会に工事請負契約の締
結について承認を求めた。
しかし、「現地調査を含め、な
お引き続き検討の必要がある」と
して継続審議となり、その後六月
市議会でも原案通り可決され、本契
約が結ばれた。
ところが、「第二の部落をつく
ることになる」などの理由から開
住住民の反対があり、九月七旬か
らすわりこみを行うなどの事態が
起り、市長ら執行部が話し合いを
続けたが、工事に着手できないま
まになっているもの。